改正後	改正前
（法第九条の二第二項の内閣府令で定める支援） **第一条**　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号。以下「法」という。）第九条の二第二項の内閣府令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とすると認められる者（次項において「包括的支援対象者」という。）に対して、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画（以下この条及び第八条において「サポートプラン」という。）の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係るサポートプランの見直しを行うこととする。 2　［略］ （健康診査等に関する情報の提供の求め） **第八条**　法第十九条の二第一項の規定により提供を求めることができる情報は、妊産婦又は乳児若しくは幼児に係る健康診査等（法第九条の二第一項の相談、同条第二項の支援、第十条の保健指導、第十一条、第十七条第一項若しくは第十九条の訪問指導、第十二条第一項若しくは第十三条第一項の健康診査又は第十七条の二第一項の産後ケア事業をいう。以下この条において同じ。）に関する情報のうち、次に掲げるものとする。 一　健康診査等の実施に当たり必要な情報であつて、次に掲げる情報 イ　妊産婦の出産時の身体的状況 ロ　妊産婦の産前産後の居住地の異動に関する情報 ハ　乳児又は幼児の出生時の身体的状況に関する情報 二　法第九条の二第一項の相談の実施、結果及びその所見に関する情報 三　サポートプランの作成及びその見直しに関する情報 四　法第十条の保健指導の実施、結果及びその所見に関する情報 五　法第十一条、第十七条第一項又は第十九条の訪問指導の実施、結果及びその所見に関する情報 六　法第十二条第一項又は第十三条第一項の乳児又は幼児に対する健康診査の受診、結果、その所見及び今後の処置に関する情報 七　法第十三条第一項の妊産婦に対する健康診査の受診、結果及びその所見に関する情報 八　法第十七条の二第一項の産後ケア事業の実施、結果及びその方法に関する情報 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	（法第九条の二第二項の内閣府令で定める支援） **第一条**　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号。以下「法」という。）第九条の二第二項の内閣府令で定める支援は、母性並びに乳児及び幼児のうちその心身の状態等に照らし健康の保持及び増進に関する包括的な支援を必要とすると認められる者（次項において「包括的支援対象者」という。）に対して、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画（以下この条において「サポートプラン」という。）の作成並びに支援の実施状況及び当該者の状態を定期的に確認し、当該状態を踏まえ、当該者に係るサポートプランの見直しを行うこととする。 2　［同上］ （健康診査に関する情報の提供の求め） **第八条**　法第十九条の二第一項の規定により提供を求めることができる情報は、乳児又は幼児に対する法第十二条第一項又は第十三条第一項の健康診査（以下「健康診査」という。）に関する情報のうち、次に掲げるものとする。 一　健康診査（精密健康診査（既に行われた健康診査の結果に基づき、より精密なものとして行われる健康診査をいう。第三号及び第四号において同じ。）を除く。次号において同じ。）の受診の有無 二　健康診査を受診している場合にあつては、次に掲げる情報 イ　受診の年月日 ロ　受診した市町村名 ハ　当該受診の年月日における乳児又は幼児の月齢 ニ　当該健康診査の結果であつて、次に掲げるもの ⑴　身体発育状況 ⑵　当該健康診査の所見 三　精密健康診査が必要である旨の通知の有無 四　前号の通知があつた場合にあつては、次に掲げる情報 イ　当該通知の年月日 ロ　精密健康診査の受診の有無 ハ　精密健康診査を受診している場合にあつては、受診の年月日 ニ　当該精密健康診査の所見

附　則

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年九月十九日）から施行する。

省　令

○総務省令第八十六号

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二及び別表第四の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月十九日

総務大臣　松本　剛明

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第二の総務省令で定める事務） **第二条**　［略］ ［2～27　略］ 28　法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　略］	（法別表第二の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～27　同上］ 28　法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～六　同上］